

長岡市公告第169号

簡易評価型プロポーザル方式によるサテライトオフィス誘致支援業務委託の実施について（公告）

簡易評価型プロポーザル方式によるサテライトオフィス誘致支援業務委託を実施するので、次のとおり公告します。

令和2年7月2日

長岡市長 磯田 達伸

1 実施方法

今回実施する簡易評価型プロポーザル方式による業務委託は、サテライトオフィス誘致支援業務委託について、参加希望者に提案書の提出を求め、その提案を別に定める評価基準によって評価する方法により、最も適した提案者と契約するものです。

2 委託内容

(1) 委託名 サテライトオフィス誘致支援業務委託

(2) 委託期間 令和2年8月上旬（予定）から令和3年3月31日まで

(3) 業務内容 サテライトオフィス誘致に係る下記の支援業務

ア 長岡市の強みの分析

長岡市内にサテライトオフィスを開設することが企業にとってのメリットになれば長岡市への誘致には繋がらない。そのため、企業へのアピールポイントとなる長岡市の強みを分析する。

イ 企業のニーズの調査と分析

企業の役員などと直接話をする中で、紙面調査では把握できない企業のニーズやアフターコロナの企業戦略などを調査する。

ウ 企業の選定

ア～イの結果をもとに、長岡市の強みと企業のニーズなどが一致し、サテライトオフィス開設の可能性のある企業を選定する。

エ 企業へのサテライトオフィス開設の働きかけ

ウで選定した企業に対して、長岡市と合同でサテライトオフィス開設を働きかけ、誘致に繋げる。

3 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、次の全ての要件に該当する者であることを要する。

(1) 本業務は主に首都圏の企業のサテライトオフィスを長岡市に誘致することへの支援であるため、企業の役員などと直接交渉できる企業であること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) その役員に次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (4) この公告の日以後に、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) この公告の日以後に、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

4 参加表明書の提出

当該プロポーザルに参加を希望する者は、令和2年7月9日（木曜日）午後5時までに「簡易評価型プロポーザル参加表明書」（様式1）を長岡市商工部産業立地課に提出してください。また、本市の入札参加資格名簿に登録されていない者は「誓約書」（様式2）も併せて提出することとします。

提出方法は、郵送（配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着のこと。）、ファックス又は電子メールとします。

ただし、ファックス及び電子メールの場合は、必ず着信を確認してください。

5 質問書の受付及び回答

4により参加表明書を提出した者は、令和2年7月16日（木曜日）午後3時までに、当該プロポーザルについて、「簡易評価型プロポーザルに関する質問書」（様式3）により質問することができます。

質問に対しては、平成2年7月21日（火曜日）までに、参加表明書を提出した者全員に回答します。

6 提案書の提出について

提案書は、別に定める「サテライトオフィス誘致支援業務委託簡易評価型プロポーザル参加説明書」を熟読の上作成し、次のとおり提出してください。

- (1) 提出期限 令和2年7月28日（火曜日）午後5時（必着）
- (2) 提出方法 6部を郵送（配達確認ができるものに限ります。提出期限までに必着のこと。）
- (3) 提出先 長岡市商工部産業立地課
住所 〒940-0062
長岡市大手通2-6
フェニックス大手イースト6階

電話 0258-39-2298 (直通)

FAX 0258-36-7385

Email sangyou@city.nagaoka.lg.jp

7 選考方法

本市職員で組織する選考委員会において、別に定める「簡易評価型プロモーション提案書評価要領」に基づき、このプロポーザル参加者のうち次の全てに該当する者の中から、提案書やプレゼンテーションの内容、見積金額等により総合的に選考し、最優秀者を決定します。

- (1) 提案書の記述が要求要件を満たしていること。
- (2) 見積金額が予算額以内であること。
- (3) プレゼンテーションが規定時間内で完了していること。

8 選考結果通知

- (1) 選考結果は、参加者全員に通知します。
- (2) 不採用の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して7日以内にその理由の説明を書面で求めることができます。

9 留意事項

- (1) このプロポーザルの参加に要する経費は、全て参加者の負担とします。
- (2) 提出された提案書は返却しません。
- (3) 提案書に記載された内容は、原則として、提出後の内容変更を認めません。
- (4) 決定した事業者の提案書に記載した内容の著作権は、当市に無償・無条件で帰属するものとします。
- (5) 提出された提案書等は、このプロポーザル以外の目的には使用しません。
- (6) プレゼンテーションの実施については、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等によっては、変更又は中止する場合があります。